

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成30年5月18日

都道府県知事
佐竹 敬久 殿

提出者

住 所 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部60-1
氏 名 DOWAテクノロジ株式会社

代表取締役社長 田山 健一
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0186-29-2781



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	DOWAテクノロジ株式会社 小坂センター
事業場の所在地	鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部60-1
計画期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類: L-学術研究、専門・技術サービス業 中分類: 74-技術サービス業(他に分類されないもの)
②事業の規模	前年度の売上額 1,014百万円
③従業員数	75名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>The flowchart illustrates the treatment process for hazardous wastes generated at the facility. It starts with '小坂センター 排ガススクラバー循環液' (Small坂センター exhaust gas scrubber circulation liquid) which leads to '廃アルカリ(有害)' (Hazardous waste alkali). This waste is sent to '委託処理 (中間処理中和)' (委托处理 (intermediate treatment neutralization)) and then to '中間処理 (リサイクル) で完結' (Intermediate treatment (recycling) completed). Another path from the same starting point goes through '小坂センター 分析工程' (Small坂センター analysis engineering) to '廃酸(有害)' (Hazardous waste acid), which is also treated by '委託処理 (中間処理中和)' and '中間処理 (リサイクル) で完結'. A third path from the analysis engineering stage goes to '引火性廃油(有害)' (Hazardous waste flammable oil), which is treated by '委託処理 (中間処理焼却)' (委托处理 (intermediate treatment incineration)) and then to 'ばいじん 委託処理 (最終処分)' (ばいじん 委託処理 (final disposal)).</p>

(日本工業規格 A規格番)



<p style="text-align: center;">(管理体制圖) 社員</p>													
<p style="text-align: center;">特別管理廃棄物の処理江戸川支社事務</p>													
<p style="text-align: center;">(前年度 (平成29年度) 実績)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理廃棄物の種類</th> <th>廃酸(有害)</th> <th>廃アルカリ(有害)</th> <th>廃油(有害)</th> <th>排水量</th> <th>排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理廃棄物の種類</td> <td>0.47t</td> <td>94.92t</td> <td>191.20t</td> <td>191.20t</td> <td>0.47t</td> </tr> </tbody> </table>		特別管理廃棄物の種類	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	廃油(有害)	排水量	排出量	特別管理廃棄物の種類	0.47t	94.92t	191.20t	191.20t	0.47t
特別管理廃棄物の種類	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	廃油(有害)	排水量	排出量								
特別管理廃棄物の種類	0.47t	94.92t	191.20t	191.20t	0.47t								
<p style="text-align: center;">(乙丸井工業実施(乙取組))</p>													
<p>有機溶剤削減使用ルール分析法への変更と分析法使用率の計測量 及び、排水水量の最適化を図る上で、貯液量の削減を実施。</p>													
<p style="text-align: center;">(前年度 (平成29年度) 実績)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理廃棄物の種類</th> <th>廃酸(有害)</th> <th>廃アルカリ(有害)</th> <th>排水量</th> <th>排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理廃棄物の種類</td> <td>0.47t</td> <td>94.92t</td> <td>191.20t</td> <td>191.20t</td> </tr> </tbody> </table>		特別管理廃棄物の種類	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	排水量	排出量	特別管理廃棄物の種類	0.47t	94.92t	191.20t	191.20t		
特別管理廃棄物の種類	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	排水量	排出量									
特別管理廃棄物の種類	0.47t	94.92t	191.20t	191.20t									
<p style="text-align: center;">(乙丸井工業実施(乙取組))</p>													
<p>有機溶剤削減使用ルール分析法への変更と分析法使用率の計測量 及び、排水水量の最適化を図る上で、貯液量の削減を実施。</p>													
<p style="text-align: center;">(目標)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理廃棄物の種類</th> <th>廃酸(有害)</th> <th>廃アルカリ(有害)</th> <th>排水量</th> <th>排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理廃棄物の種類</td> <td>0.45t</td> <td>90.17t</td> <td>181.64t</td> <td>181.64t</td> </tr> </tbody> </table>		特別管理廃棄物の種類	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	排水量	排出量	特別管理廃棄物の種類	0.45t	90.17t	181.64t	181.64t		
特別管理廃棄物の種類	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	排水量	排出量									
特別管理廃棄物の種類	0.45t	90.17t	181.64t	181.64t									
<p style="text-align: center;">(乙丸井工業実施(乙取組))</p>													
<p>貯液力混合方式による貯留、充填器具用ひづり貯留方式等、別種の貯 蔵設備、引火性遮離油池、充填器具用ひづり貯留方式等、別種の貯 蔵設備が実施された。車両搬出もしくは搬入もしくは搬入もしくは搬出 の機械装置が直接受けた車両搬出もしくは搬入もしくは搬入もしくは搬出 (分別江戸川支社特別管理廃棄物の種類及び分別江戸川支社の取組)</p>													
<p style="text-align: center;">(現状)</p>													
<p>・充填器具用ひづり貯留方式等、別種の貯蔵設備が実施された。 ・充填器具用ひづり貯留方式等、別種の貯蔵設備が実施された。</p>													
<p style="text-align: center;">(分別江戸川支社特別管理廃棄物の種類及び分別江戸川支社の取組)</p>													
<p>分別江戸川支社の取組を行ったところ。</p>													
<p style="text-align: center;">(2計画)</p>													
<p>今後も同上分別を行っていくこと。</p>													

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成29 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油(有害)
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		—		
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油(有害)
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		—		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成29 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油(有害)
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		—		
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油(有害)
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		—		

【前年度(平成29年度)実績】						
特別管理産業廃棄物の処理の委託状況等の事項						
①現状	自立化分科行 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	自立化分科行 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
③実施	自立化分科行 特別管理産業廃棄物の量	191.20t	94.92t	0t	0.47t	0t
	再生利用業者への処理委託量	191.20t	94.92t	0t	0.47t	0t
	認定認可取扱業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t
	認定認可取扱業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t
	全処理委託量	191.20t	94.92t	0t	0.47t	0t
	特別管理産業廃棄物の種類 危険(有毒)(有害)	引火性液体(有毒)	腐敗(有毒)	腐敗(有毒)	特別管理産業廃棄物の種類 危険(有毒)(有害)	引火性液体(有毒)
	(乙丸太乙丸太丸太取組)	全ての産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者に、処分委託する。				

【前年度(平成29年度)実績】						
自己立地分科行 特別管理産業廃棄物の量						
①現状	自己立地分科行 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	自己立地分科行 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
③実施	自己立地分科行 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
	特別管理産業廃棄物の種類 危険(有毒)(有害)	引火性液体(有毒)	腐敗(有毒)	腐敗(有毒)	特別管理産業廃棄物の種類 危険(有毒)(有害)	引火性液体(有毒)
	(乙丸太乙丸太丸太取組)	自己立地分科行 特別管理産業廃棄物の種類 危険(有毒)(有害)				

(第5面)

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油(有害)
	全処理委託量	181.64t	90.17t	0.45t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t	0.45t
	再生利用業者への 処理委託量	181.64t	90.17t	0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組)				
全ての産業廃棄物は、優良認定処理業者あるいは、再生利用業者に、 処分委託する。				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(平成29年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ボリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			0t
	(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄				

- 1 前年度の特別管理薬業者薬物の残存量が50kg以上以上の事業場区分に該当する場合。
- 2 当該年度の6月30日未満提出する。
- 3 「当該事業場区分別現況における事業場区分の事項」の欄に、以下記入する。
- (1) ①欄に付、日本標準量分類区分別の区分を記入する。
 (2) ②欄に付、製造業の場合は出荷額(前年度実績)、建設業の場合は元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合は病床数(前年度実績)等の業種別区分事項。
- (3) ④欄に付、当該事業場区分別に生産する特別管理薬業者薬物のうちの残存量が50kg以上である場合(当該内容を記載する場合は、委託の内容を含む)。記入する。
- 4 「自己行方特別管理薬業者薬物の中間処理の事項」の欄に付、特別管理薬業者薬物の残存量を記入する。
- 5 「自己行方特別管理薬業者薬物の埋立処分の量を記入する。たゞ、自己行方特別管理薬業者薬物の埋立処分の量を記入する。
- 6 「特別管理薬業者薬物の処理の委託の事項」の欄に付、特別管理薬業者薬物の残存量を記入する。(以下「下」を以て)
 (1) 全処理委託量を記入する。その内数は乙、最も認定処理業者(薬業者の処理及び清掃のための法律第14第2号に該当する者)への処理委託量、
 (2) 第6条の14第2号に該当する者(以下「乙」)以外の処理業者(薬業者の処理及び清掃のための法律第15条に該当する者)への処理委託量、
 (3) 第6条の14第2号に該当する者(薬業者の処理及び清掃のための法律第15条に該当する者)以外の処理業者(薬業者の処理及び清掃のための法律第15条に該当する者)への処理委託量、
 (4) 第6条の14第2号に該当する者(薬業者の処理及び清掃のための法律第15条に該当する者)以外の処理業者(薬業者の処理及び清掃のための法律第15条に該当する者)への処理委託量。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄に付、前年度の特別管理薬業者薬物の全残存量を記入する。
- 8 「自己行方特別管理薬業者薬物の全残存量を記入する」の欄に付、当該欄に「別紙の乙」又は「丙」を記入する。
- 9 「輸送記入欄」を以て、
 (1) 本法第17条第1項の規定による輸送料金の支拂いの方法、前年度実績及び当該輸送料金の算定方法(前年度実績及び当該輸送料金の算定方法)を記入する。
 (2) 本法第17条第1項の規定による輸送料金の支拂いの方法、前年度実績及び当該輸送料金の算定方法(前年度実績及び当該輸送料金の算定方法)を記入する。